(一)　昭和24年5月23日（第三種郵便物認可）　第391号　大分市報　発行日　毎月1日、15日　昭和37年10月15日

大分市報
発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
三木　福寿

# 印鑑条例の一部を改正

## 本籍のみの人や法人は登録できません

九月二十五日開催された第三回定例市議会で〝大分市印鑑条例〟の一部が改正され十月十五日から実施されることになりました。

そこでどういつた点が改正されたか簡単に説明してみましよう。

印鑑の登録ができるものは大分市に住民登録のある者か外国人登録のある者に限られます。

いままでの条例では①大分市に本籍を有するもの②大分市に居住し、住民登録のあるもの③大分市に居住し、外国人登録のあるもの④大分市に事務所をもつ法人の代表者、以上であればだれでも印鑑の登録ができていましたが、こんどの改正により①と④は登録できなくなり②の大分市に居住し住民登録のあるものと③の大分市に居住し外国人登録のあるもののみが登録できるようになりました。ところで、改正によつて登録できなくなつた①と④は、新規の登録はできなくなつても、現在登録しているものは、経過措置として、こんど一カ年間だけはその効力を認めることになつているので来年の十月十四日までは有効でそれ以降は印鑑簿から消除されることになります。

未成年者や準禁治産者の印鑑登録並びに変更登録には同意書が必要

こんどの改正により未成年者が印鑑登録をしようとする場合には法定代理人の、また準禁治産者については保佐人の同意書が必要となりました。したがつて同意書のない場合には市民課の窓口で受け付けてくれませんのでお忘れなくご用意下さい。同意書の書き方のわからない方はご遠慮なく窓口の係できいて下さい。

つぎに現在登録してある印鑑が盗まれたりしたときはすぐ印鑑廃止届を市民課の窓口に提出し、あなたの財産を保護して下さい。

印鑑簿等の閲覧は禁止

これまでも印鑑簿の閲覧は禁止されていましたが、こんどは印鑑の偽造や盗難を防ぐため除かれた印鑑簿（印鑑除帳簿）も閲覧できないようになりました。したがつて、印鑑簿はもちろん除帳簿にたるまで何人もこれを閲覧することはできません。

以上が印鑑条例の主な改正点となつていますので、こんどは次のことに注意して間違いのないようにして下さい。

印鑑の登録をする方や印鑑証明を求める方は、印鑑名紙に本人の住所、氏名、生年月日を記入し（本籍、地番の記入はしない）登録しようとする印鑑及び証明を求める印鑑を押して、登録の場合は登録申請書とともに証明の場合は証明等交付申請書とともに市民課の窓口に提出して下さい。

ただし、印鑑の登録や変更登録までは印鑑登録の変更（改印）をしていましたが、こんどからは印鑑の廃止届をしていただくことになりました。したがつて改印は現在ある印鑑を登録替えする場合に限られるわけです。

こんど、もし印鑑がなくなつたり盗まれたりしたときはすぐ印鑑廃止届を市民課の窓口に提出し、あなたの財産を保護して下さい。

（改印）すべき印鑑の材質特徴を印鑑紙に記入するため、窓口で印鑑の提出を求めることになりますので、十月十五日以降この手続きをなさるときはご本人自ら印鑑をご持参なさるようお願いします。

また、印鑑の証明を請求なさるとき、止むを得ず代人による場合委任状を提出していただきますがこの委任状の委任者の住所、氏名は必ずご本人がお書きになり、登録してある印鑑を押印なさるようお願いします。

印鑑証明書がひとたび世に出ると巨額の財産を動かす力をもつようになるので、登録してある印鑑と同一のものであるかどうかを厳重に調べてからでないと発行しないようにしたいせつに取り扱つて下さい。

印鑑条例の改正についてご不明な点はご遠慮なく市民課の窓口へお問い合せ下さい。

# 第3回野猿写真コンクール作品を募集

全国の野猿公園の宣伝、野猿の保護、育成の状態を広く知つていただくため次により第三回野猿写真コンクールを開催します。ふるつてご応募下さい。

画題　高崎山自然動物園のサルを主題にした生態および観光写真

サイズ　白黒（四ツ切りに限る。ただし組は五枚以内）

締切り　十一月十日必着のもの

送り先　愛知県犬山市犬山官林二六、財団法人日本モンキーセンター内野猿写真コンテスト係

発表　十一月下旬

その他　応募作品の裏面には必ず撮影地名、氏名、データーと密着写真二枚を貼付のこと

入選作品の版権は主催者に帰属します。

入選作品のネガは提供して下さい。ネガ送付のない場合は入賞を取り消します。

富士フイルム製品を使用して下さい。

主催　朝日新聞社、全日本写真連盟中部本部、日本野猿愛護連盟

なお、入選者は朝日新聞、雑誌「野猿」に掲載するとともに直接本人に通知します。

その他詳しいことは市観光課にお問い合せ下さい。

# 復興土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を縦覧

## 異議の申出は十一月十一日まで

復興土地区画整理審議会委員の任期が八月三十一日で満了しましたので、次期新委員を選挙するため、次により選挙人名簿の縦覧を行ないます。この名簿には区画整理地区の土地所有権者と借地権者が登載されていますので、関係のある方は是非一度ご覧になつて、もし異議のあつた場合は、縦覧期間中に文書で市都市計画課に届出て下さい。また、土地関係者で権利関係に異動のあつた方は十月二十五日まで同課に申告して下さい。

◎選挙人名簿の縦覧

①期間＝十月二十九日から十一月十一日まで

②時間＝午前九時から午後五時まで（日曜、祭日、土曜の午後も行ないます）

③場所＝大分市役所都市計画課

④選挙日時と場所

十一月二十一日午前九時から午後五時まで、市都市計画課で行ないます。

なお、土地区画整理審議会は区画整理地区の土地所有権者から選出された委員で構成され、公正な換地処分や清算事務等について審議していただくことになつています。

# 寄付のお礼

〔総額七万参千円也〕

九月二十五日より十月五日までの間に、次の方々から大分市社会福祉協議会に寄付されました。謹んで厚くお礼申し上げます。

香典返し寄付

本町三丁目　島谷　晋一　殿
塩九升町一組　安部チカエ　殿
中島十条一丁目　芳崎　敦之　殿
中島三条一丁目　中野　稔　殿
西新町五丁目　堤　茂三郎　殿
古国府五組　佐藤　深　殿
新川東四組　吉田　錦造　殿

写真＝こどもたちの野球でにぎわう西大分公園

# 公園めぐり

## No. 3　西大分公園

「西大分公園」は西大分駅から南東へ約四百メートル行つたところにあります。

この公園は都市計画事業により整備された公園で、昭和二十九年二月に開園されました。

面積は三千四百平方メートルで園内にはこども達のためのブランコ、スベリ台、シーソー、砂場、テラス等が設けられています。

この公園は現在西大分方面におけるただ一つの公園であるため何事によらずこども達から利用されており、毎日近くのこども達が集まつてナワとびや野球に打ち興じておりこども達の安全な遊び場所として父兄から喜ばれています。

# 若戸博覧会見学

## 市民レクリエーション

大分市観光協会は十月二十八日若戸博覧会見学市民レクリエーションを行ないます。希望者は十月二十七日午前中まで市観光協会に申し込み交通に申し込んで下さいたは大分交通に申し込みは募集人員約一〇〇名に達し次第締め切ります。会費は大人九百五十円、小人六百九十円となつています。くわしくはなお、申し込みは募集人員約一〇〇名に達し次第締め切ります。会費は大人九百五十円、小人六百九十円となつています。くわしくは市観光協会にお問い合せ下さい。

# 秋の大掃除

## 町内ごとに一せいに実施

大分市では、十月二十日から三十一日までを秋の大掃除期間と定めました。大掃除にあたつては、次のことに注意し町内そろつて実行しましよう。

◎日時・方法については町内毎に十分相談して町内一せいに実施しましよう。

◎蠅は日光消毒を行ない蠅の周囲のゴミ、ホコリをとり、床、床下にはDDTや殺虫剤をまいて「のみ」を駆除しましよう。

◎便所・ゴミ箱・下水溝その他「はえ」「か」の発生しやすいところは十分に掃除して消毒を行ない

◎平素から衛生組合で行なつている薬剤散布による昆虫駆除は必ず共同で実施するようにしましよう

◎大掃除でたゴミはできるだけ焼くか埋めるようにしましよう。

# 国民年金　障害、母子、遺児年金の支給は始まつています

## 国民年金の保険料納付が始まつてから一年を経過しましたが、さきに法の改正で本年五月以降に身体障害者になつた方には、さつそく拠出制の年金（障害年金三万円、母子年金一万九千二百円）が支給されることになりました。該当者は、市社会課国民年金係にお申しいで下さい。

◎拠出制国民年金を受給する方

国民年金を受けるのは、遠いさきの老後だけではありません。母子年金や障害年金を受ける方がだんだん出て来ました。ところが年金を受けるためには、国民年金に加入していて、毎月の保険料を納めていなければなりません。もとより、国民の幸せのために設けられてこの制度です。加入していない方は、いますぐ加入の手続きをし又保険料を滞納している方は、完納して、不時の不幸に備えましよう。

◎必ず加入しなければならない方

明治四十四年四月二日以降に生まれた二十才以上の方で、恩給制度、厚生年金、各種共済組合の被保険者、組合員あるいは年金受給権者、並びにその配偶者以外の方

◎希望により国民年金に加入できる方は次のとおりです。

明治四十四年四月二日以降に生まれた二十才以上の方で、恩給制度厚生年金、各種共済組合の被保険者、組合員の配偶者

写真＝若戸博覧会の大分県観光物産館

# 外堀通りは片側通行

建設省大分工事々務所では、十月二十日から来年の一月二十日まで、外堀の日銀大分支店横から植田青果市場前まで延長六七八メートルにわたつて舗装打換え工事を行ないます。車や通行者は次のことにご注意下さい。

①午前七時から午後八時までは片側通行

◎下り（大分市から大南町方面へ行く場合）のみ通行できます。

◎上り（大南町方面から大分市へ行く場合）は九町の跨線橋を通過して東新町南の十字路をそのまま進み金池―東新町線から金池―願徳寺線を経て工事区間以外の道路へ出て下さい。

なお、午後八時から翌朝の七時までは、当日の工事区間について全面的に通行できません。

必要な箇所には諸標識を設置しますので指示通り通行するようお願いします。

# 17日に戦没者慰霊祭を挙行

大分市戦没者慰霊祭を十月十七日午前十時から荷揚町県体育館で行ないます。ご遺族の方はぜひお詣り下さい。また、当日は午前十時から一分間「サイレン」を吹鳴しますので、一般の方も戦没者一、六〇〇柱の英霊に心から黙とうを捧げて下さい。

# 観光写真撮影会員を募集

市観光協会はただいま市内の観光写真を募集していますが、応募者の便宜をはかつて、十一月三日文化の日にバスで市内の観光史跡をまわり撮影会を行ないますので希望者は十二月二日までに市観光協会に申し込んで下さい。募集人員は約五〇名で、定員に達し次第締め切ります。なお会費は無料で当日はモデル数名が参加します。

# 耶馬渓めぐりレクリエーション

大分市観光協会後援で次により耶馬渓めぐりを行ないます。

◎期　日　十一月三日、四日、十一日

◎料　金　大人七三五円、小人三七〇円

◎コース　大分駅前―豊後森―深耶馬渓―羅漢寺―青の洞門―中津―宇佐―別府―大分

◎のり場と時刻　大分駅前、午前八時出発

◎申込先　大分交通観光課

# 民生委員には真の適任者を

現在の民生委員は来る十一月末日で二年の任期が満了となり、十二月一日に一せいに改選されますがこんどの改選は民生委員として真の適格者を求めるためのもので、現在の委員が一応退職しても適格者であれば、再選して差し支えないことはいうまでもありません。

民生（児童）委員は社会奉仕の精神に徹して生活の面や児童の保護指導に当り社会福祉の増進に努めるものでその人を得ることはきわめて大切なことです。この改選の方法は民生委員法に基いて市に民生委員推薦委員会を設け、適任者を県に推薦し県は民生委員審査会にかけて知事がこれを推薦し、厚生大臣が委嘱するわけです。ところで、市の推薦委員会としては広い地域から適任者を知ることはなかなか困難なため、各校区ごとに推薦準備会を設けて候補者の下調べを願うことにしました。この際市民の方々も民生委員の理解に努めより立派な人々が民生委員に任命されるようにご協力下さい。

昭和24年5月23日
（第三種郵便物認可）
第391号
大分市報
発行日 毎月1日、15日
昭和37年10月15日


# みんなの力で交通事故をなくしましょう

## 10月11日～10月20日秋季交通安全運動旬間

## 街ぐるみ交通安全

### 大分市交通安全都市推進協議会生まれる

近頃の新聞をみると、毎日交通事故関係の記事のでていない日はありません。大分市内でも著しく自動車が増加しラッシュ時の混雑は交通地獄の様相を呈しています。交通問題は私達市民にとつても重要な問題の一つとなつています。

市でもこの状態を何とかしなければと三月の定例市議会で交通安全都市宣言を行ない、警察署と協力して、交通安全運動を推進してきましたが、この運動を更に市民運動として効果的に進めるため、十月八日「大分市交通安全都市推進協議会」を結成しました。

この会議は八日午後一時三十分から市役所講堂に関係者約三十名を集めて開かれました。

先ず市長あいさつ、経過報告のあと大分警察署長池辺登氏から最近の交通事情についての話があり議事に入りました。交通問題は私達市民生活に直接関係の深い問題が多いので各委員から活発な意見が出され、これからの運動方針を次のようにきめました。

◎正しい交通を守る運動
①交通法規の周知、徹底
②交通取締りの強化
③学童を交通禍から守る運動
④運転者の研修
⑤交通モニター制の強化
⑥広報活動
⑦雇傭者等の義務観念の向上

◎道路を正しく使う運動
①道路の不法占用物件及び交通障害物件の改善指導
②学童、幼児が道路上で遊ばない運動
③歩道の整備
④駐車禁止地区の検討
⑤保管場所としての道路使用の禁止
⑥せまい道路での一方通行の検討
⑦電車、バス停留所の位置の検討

◎交通環境を整備する運動
①道路標識及び道路標示の整備
②信号機の設置
③防犯灯、街路灯の設置
④交通安全都市を表わす安全塔等の設置
⑤道路改修の促進
⑥踏切施設の整備
⑦こどもの遊び場の建設

なお会長には大分市長上田保氏が副会長に大分市議会議長川上勘一氏、大分警察署長池辺登氏、大分県交通安全協会大分支部長橋本新一氏が決まりました。

写真＝八日開かれた交通安全都市推進協議会

## 知られていない交通ルール

### 交通道徳を守る私達の心がけ

市民のみなさんの交通に対する関心は、日に日に高くなり、交通ルールも正しく守られるようになりましたが、まだまだ一般的によく知られていないことがたくさんあります。そこで①乳母車の通行方法②自転車を押して通るときの通行方法③自転車、リヤカー等の右折方法について、その通行方法を図解入りで説明します。

**乳母車や小児用自転車**
**（三輪車）は歩道通行**

乳母車を押してお母さん方が車道を歩いているのをよく見かけますが、乳母車は、歩行者の通行方法により通行しなければなりません。

それで歩車道の区別のない道路では、右側端を押して通らなければなりません。また歩車道の区別のある道路では、歩道を通ることになつています。

小児用の小さな自転車（三輪車）は、道路で乗せないようにすることが大切です。こういう小児用車は、歩行者と同じ通行区分によるべきです。

**自転車を押して通るときは**
**乗つて通るときと同じ**

自転車を押して通るときは、歩行者と同じく「右側通行」または「歩道通行」をして頂くよう指導しましたが、歩道上の混雑をさけるため法の規定通り、乗つて通るときと同様の通行方法をして頂くことになりました。

それで押して通るときも左側端を通つて下さい。また歩車道の区別のある道路では、車道の左側端を通行して下さい。交さ点で右折する場合や手の合図も同じです。

**自転車・リヤカーの右折**
**は図のように大きく**

自転車・リヤカーが交さ点で右折するときは、第一図のように交さ点の側端にそつて大きく回わつて右折して下さい。

信号機のある交さ点あるいは警察官や指導員が手信号をしている交さ点では、第二図の通り「右折二信号通行」をしなければなりません。その要領は、青信号でAからBの位置まで進み、その位置で右に方向を変えて停車し、Cの信号が青に変わるのを待つて、BからCへと進行するのです。このように信号機などで交通整理が行なわれているときは、第一図のように一挙に廻わることはできません。いわゆる二信号で通行しなければなりません。

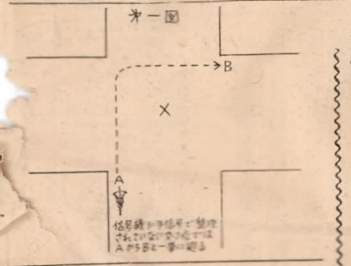


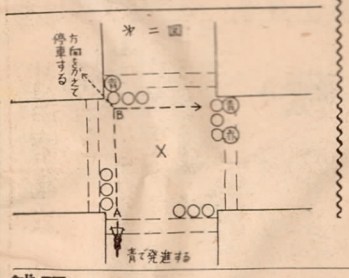


## みんな手を上げ笑顔で横断

### 一手を上げ運動一

歩行者の交通事故の被害は、道路を横断するときに最も多く、ことろみに歩行者の被害状況を今年八月末現在の統計からみると一一二人の被害の内道路横断中のもの六九人、左側歩行中のもの一六人、路上あそび一三人、そのほか一四人となつており道路横断中のものが全体の六一％を占め圧倒的に多くなつています。

この危険な道路横断を正しく指導することを予告し、お互に意志の連絡をもちつつ安全横断をし、交通事故の防止の上にも大切です。そこで大分警察署では「手をあげ運動」を行なうよう皆さんにお願いしています。この運動は歩行者にも手の合図を励行させあらかじめ運転者に横断をはじめ手を高くあげて手のひらが運転者に見えるようにし、右から走つてくる車に注意して中央に進み、次に左手を高くあげて前と同様手のひらが運転者に見えるようにし、左から走つてくる車に注意して横断します。

道路横断のときは手をあげて

**実施要領**

1、手をあげる方法
道路を横断するときは、まず右手を高くあげて手のひらが運転者に見えるようにし、右から走つてくる車に注意して横断します。

2、手をあげるとき
(1) 道路を横断するときには手をあげて通ります。
(2) 横断歩道を横断するときにも手をあげます。
(3) 信号機のある所を横断するときにも手をあげて通ります。

3、この運動についての注意事項
(1) 歩行者
道路の横断は横断歩道を通ることが原則です。
斜横断や車のすぐ前や後の横断は厳禁。
手をあげるだけでは安全ではありません。安全なときに手をあげて渡るようにして下さい。
(2) 運転者
横断歩道または、交さ点付近を通行する歩行者があるときは、その状態により一時停止するか徐行し、歩行者を安全に通行させて下さい。
手をあげて合図をして横断している歩行者があるときは、その直前で必ず一時停止して下さい。

（大分警察署）

## 舗装道路（市道）の補修工事

### 市内全域に実施中

市土木課では、市道で破損している舗装道路の補修工事を、十月上旬から市内全域にわたつて実施しています。この補修箇所は、主として「乳母車の通行」をしなければなりません。

市が舗装の新設工事をするときは、事前に地域の方と協議して、水道や下水道を取り付けてないところは舗装工事着手前に、取り付けを終わるように呼びかけてきました。これは舗装の完成後に、道路を掘り返すことを防ぐためです。これまでは皆さんの申請により、舗装後でも、事情によりやむを得ない場合は、掘さくを認めてきました。道路は舗装道路に限らず、各所で掘り返えせば、交通のじゃまになることはもちろん、道路の耐久力も著しく短縮されます。他市ではこのため舗装完了後は相当年数を経過しないと許可しないところもあります。

今年度も市内の各所で、舗装道路の新設工事が行なわれますが、この工事には長い時間とほく大な金が使われます。こうしてできあがつた道路を家庭の下水や水道の敷設工事で再び掘り返えすことのないようお願いします。

**下水道の取り付け**
**舗装工事着手前に**

## 自転車の登録運動

大分警察署では十月十一日から三十日までを自転車の登録運動期間とし「自転車は必ず登録しておきましょう」と呼びかけています。盗難の中で一番多い自転車の被害を防ぎ、盗まれても早く持主に帰るように、あなたの自転車やバイクは必ず登録しておきましょう。登録は市内の自転車店で取り扱つています。

## 運転者法令講習会の開催

大分警察署では秋の全国交通安全運動期間中運転者の法令講習会を開催していますが、十七日以後の日程は次の通りです。運転者はもちろん一般の方の聴講をのぞんでいます。

| | | |
|---|---|---|
| 十月十七日（水）午後六時三十分～九時 | 長浜小学校 | 長浜金池校区内居住運転者 |
| 十月十八日（木）午後六時三十分～九時 | 中島小学校 | 中島住吉校区居住運転者 |
| 十月十九日（金）午後六時三十分～九時 | 大道町ろう学校体育館 | 大道校区居住運転者 |
| 十月二十日（土）午後六時三十分～九時 | 春日小学校 | 春日校区居住運転者 |
| 十月二十二日（月）午後六時三十分～九時 | 県教育会館二階ホール | 荷揚校区居住運転者および受講もれ |
| 十月二十四日（水）午後六時三十分～九時 | 南大分小学校 | 南大分校区居住運転者 |
| 十月二十六日（金）午後六時三十分～九時 | 八幡小学校 | 八幡神崎校区居住運転者 |

## 運転免許試験を受ける人のために

大分県自動車運転免許試験場には土曜日、日曜日を除いて毎日平均一五〇名の受験者がおしかけ、新しい運転者が次々と誕生しております。そこで受験にのぞむにあたつてどのような心構えが必要か試験官に聞いて見ました。

一、車について
①自動車そのものになれておくこと
（試験車は主としてトヨペットセドリック等を使つていますが当日乗る車は試験官が指定します）
②試験のときは自分の乗る車の性能（クセ）を早く知ること
③自動車の運転装置を熟知しておくこと
④運転要領をマスターし交通が自由にできるようにすること
二、試験場のコースについて
①試験コースは一種又は二種しかないので前もつて図面等ですこし十分に下調べを行ない早くのみこんでおくこと
②法規に従つた運転に重点がおかれるので、法を守つて運転するように心掛けること。
三、その他
①法令、構造はよく自分のものにするように勉強しておくこと
②受験の申請書はなるべく受験する本人が手続きすること、人に依頼したりすると間違いが起りやすい。

なお試験場では試験に関する注意、コース等を記したパンフレットを一部三十円で販売しているのでこれを利用すると大変便利だと思います。

各種別の合格率を見ると大体、大型二五パーセント、普通二〇パーセント、特殊三〇パーセント、軽自動、三輪三〇パーセント、軽二輪四〇パーセントとなつています。

⊙待つ心、ゆずる心

⊙とび出すな外は自動車、オートバイ